

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	兪大猷の生涯：明代中国の官軍と海賊<講演録>
Author(s)	山崎, 岳
Citation	史学研究, 312 : 24 - 33
Issue Date	2022-07-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055723
Right	
Relation	



兪大猷の生涯

—明代中国の官軍と海賊—

山 崎 岳

—

奈良大学の山崎です。本日は、「兪大猷の生涯」と題しまして、明代中国の海賊と軍隊に関わる報告をさせていただきます。

中国研究において、「海」というものは、長いこと周縁的な位置づけにありました。それは、古代以来、中国は農業を基本的な生活の基盤とする社会であり、また軍事的・政治的に主要な争点は、遊牧民の居住地域に接する北方の辺境地帯にあった、という見方が常に支配的であったためと考えます。そういうわけで、王朝国家の政治・法制、内地の農耕地帯における土地や租税、そして北辺の軍事・外交などに関わる諸問題が、少なくとも日本におけるかつての中国史の一般的かつ主要なテーマであったように思います。

ところが最近になりまして、といってもここ二・三〇年というタイムスパンの話ですが、こうした中国像に変化が見られるようになりました。一つには、近年の中国沿海部の経済発展のなかで、過去においても商人ないし商業が中国社会の歴史的な発展の一大動因となってきたことが再認識されるようになったためと思われます。八〇年代以降、中国でも日本でも、海を介した商業交易、さらにそれらをめぐる政策に目が向けられるようになり、関連する著書や論文が続々と発表されるようになりました。とくに二〇〇〇年代以降は、明代史だけに限っても、檀上寛氏・岩井茂樹氏・上田信氏・中島楽章氏といった多くの研究者が、海を焦点にして中国史の新たな側面をとらえようと試みられています。

また、それまでの一国・一民族のナショナルな生産関係ないし経済構造を分析することでその国の歴史が理解され、それらをパッチワークのようにつなぎ合わせることで世界全体の歴史が構成されるという、いわゆる「一国史」ないし「諸国史」的な発想が、おそらく八〇年代あたりを境に飽和状態に達し、より大きな枠組みが必要とされたことが、中国史にも一定の影響を与えてきました。交流そのものによって世界の一体としての発展、世界全体の歴史的展開を見いだす、いわゆるグローバルヒストリーと呼ばれる研究手法が興隆したことも、これと無関係ではありません。そ

うしたなかで、歴史における「海」というものを、陸地どうしを隔てる地理的な障碍と見なすのではなく、むしろ世界をつなぎあわせる交通の媒介ととらえる思潮が高まり、しばしばフェルナン＝ブローデルにその淵源が帰せられる「海の歴史学」への関心は、近年世界的な広がりを持ちました。現在、「海域史」、英語で言うマリタイムヒストリーは、歴史学を学ぶ人であれば、だいたいどのようなものをどういった手法で研究するのかという共通理解が定着しているかと思いますが、これもここ二〇年ばかりの間に認知されるようになったものです。広島大学におられた故岡元司先生も中心メンバーの一人として進めておられました大型科研「にんぶろ」など、海を越えた交流の中に、東アジア諸国の歴史的な一体性を見いだす試みが盛んに行われ、日本史や朝鮮史との境界を越えて中国史上における海洋の意味が問い直されてきました。こうした話は、後ほど藤田先生の方から日本史の立場でより詳細なお話をしていただけるかと思えます。

ところで、海域については、生産関係に縛られた農業社会や、軍事的な緊張をとまなう北辺情勢とは対照的に、交易に基づく自由の世界というイメージが一般的であるように思われます。宋や元の時代のように、国家の干渉が比較的ゆるやかな中で、内外の商人が自由に往来し、文化的な交流も進んだ、という歴史像ですね。ただ、一口に「自由」と言いましても、ここでいう「自由」とは、社会思想史でいうところの近代西洋的な法的権利としての「自由」とは異なり、梁啓超が「野蛮の自由」と呼んだものにあたるのかもしれませんが、そんなものは本当の自由ではないというご意見もあろうかと存じますが、私たちが気負いなく日常的に「自由」と口にする場合の「自由」とは、案外そちらに近いのではないかと感じます。それはともかく、宋や元の時代については、そうした海上交通の「自由」がしばしば強調されてきました。

これに対して、明代の海洋史は一転して統制的なイメージでとらえられるのではないのでしょうか。明初の洪武帝によってしかれた「海禁」、すなわち貿易や海外への出航を禁止して民間人の海外との接触を断つ鎖国政策は、海外貿易をはじめとする商業活動を抑圧し、中国に経済的・文化的停滞をもたらした、という見方ですね。その後、明代中期から興起した民間の商業勢力が、王朝国家による抑圧にもかかわらず、さまざまなかたちで禁令をかいくぐり、時には真正面から専制権力と対決しながら、商業的な「自由」を求めて新たな時代を切りひらく、といった歴史像は、それを前提として導き出されます。明代の「倭寇」もまた、現今の日本では、海外交易への政治的抑圧に対する反動として起こったものとしてとらえられることが多いようです。つとに小葉田淳氏や秋山謙造氏などの戦前の日本の対外関係史研究者も、こうした見方をとっていました。

中国では、七〇年代までの政治的動乱もあって、この種の「反海禁闘争史観」は、八〇年代の戴裔煊氏・林仁川氏らによってようやく学界に認知されるようになりま

した。ただ、そうした商業史的な研究とは別の次元で、海防研究、いわゆる王朝国家がいかにか海を治めたか、あるいは海賊・倭寇を鎮圧していったか、そういった国防史・軍事史的な関心に基づく研究もかなり盛んです。たとえば厦門大学の王日根氏、解放軍軍事科学院の范中義氏など、王朝国家の軍事制度を中心とする海防研究は、帝政時代から中国で営々と生み出されてきた伝統的な国家史観の正統な継承者ということになるのかもしれませんが。

明代は海禁による国家的な統制が海に向けられる一方、これに対する密貿易や海賊が横行した時代であることから、伝統的な軍事機構や海防制度の研究と、密貿易による商業ネットワークの研究が、両論並立する形で発展してきました。しかし、治安行政と海賊や密貿易は、当然のことながら歴史の現場においては不可分の問題であり、「国家と社会」といった二元的なとらえ方ではなく、統一的・整合的に理解することが必要です。

中国ではたとえば、厦門大学の陳支平氏、中山大学の陳春声氏など、一般に華南学派と分類される研究者群が、福建や広東の地域社会の立場から明清王朝とその法律制度の意味を見直すというスタンスで、新しい中国史像を切りひらいています。日本でも中国東南沿海の地域社会研究には、明清史研究者による相当の蓄積がありまして、たとえば江南デルタならば森正夫氏・浜島敦俊氏・岸本美緒氏・太田出氏、福建なら三木聡氏、広東なら井上徹氏や片山剛氏などなど、それぞれ特定の地域の在地社会に内在する論理を追求する試みが続けられてきました。私もまた、沿海地方という現場で起こる歴史事象から当時の国家や社会のありかたを照射することをめざし、これまで研究を続けてきました。

二

今回とりあげます俞大猷は、福建泉州に生まれた軍人で、中国の海防史において代表的な人物の一人に数えられています。福建・浙江・広東・広西などの軍事的要職を歴任し、最終的には右都督という軍官の最高位を授かり、『明史』にも列伝が立てられています。現代中国で、歴史上の偉大な海軍軍人として筆頭に挙げられるのは、倭寇討伐に功績のあった戚継光という将軍ですが、俞大猷はしばしばこれに並称されます。とりわけ、その生地である福建省では盛んに顕彰が行われてきました。近年、中国では海洋における国家的利権、およびその防衛について注目が集まっており、こうした中で、二〇〇三年に生誕五百周年を迎えた俞大猷も広く社会的関心を集めています。

しかし、范中義氏などに代表される、従来の俞大猷研究は、その事蹟の実証的な編年整理を除けば、彼がいかにか偉大な人物であったかという評価顕彰に終始しているように感じられます。人物研究においては、その人格的特性を過分に強調する傾

向があるのは致し方ない面もありますが、俞大猷の活躍の背景にどのような社会事情があって、そこに彼がどのように位置づけられるかといった社会史的観点からの研究は、これまでのところ皆無に近いと言ってもよいかもしれません。すでに述べたように、中国でも国家単位でない地域史研究の重要性は十分に認められているにもかかわらず、こと俞大猷に関しては、あるいは研究の動機そのものが理想的英雄像の構築にあるのか、生身の人間としての歴史的側面はほとんど検討の対象とはされてこなかったように思われます。

俞大猷は武官に属する人物としては例外的な健筆家でした。その文集である『正氣堂集』は還暦を過ぎた嘉靖四四年（一五六五）に刊行されましたが、正編に続いて『近稿』『議稿』『続集』『餘集』が編まれています。その内容は行政文書や個人書簡の写しが大半を占め、明代後期の地方社会についての貴重な手がかりを提供しています。生誕五百周年事業の一端として、二〇〇七年にはこれらを網羅した『正氣堂全集』が福建人民出版社から出版されましたが、国立公文書館のウェブサイトでも、内閣文庫所蔵の明刊本の電子データが公開されています。

同時代人の評によれば、俞大猷は容貌弁舌には優れなかったようで、風采あがらず、口を開けばたどたどしいところがあったと伝えられます。泉州生まれの俞大猷は北方人に比べて小柄だったのかもしれませんが、また官話も流暢にしゃべれなかったのでしょうか。しかし、さえない外貌とはうらはらに、人となりは古昔の豪傑の風を備えていたと評され、自身もそれを意識するところもあり、強い上昇志向をもっていたようです。北辺の戦場で活躍するのが夢だったようで、中央の高官たちには、ぜひとも自分を北辺の守将に取り立ててほしい、と盛んに訴えています。残念ながらその希望が叶えられることはなく、南方の紛争地帯を転々とする生涯を送りましたが、それがかえって幸いしたというべきか、抗倭戦争の民族英雄として今日まで名を残すことになったのです。

三

俞大猷の官歴は、金門島の千戸所から始まります。金門島とは、廈門湾の沖合に位置し、現在は台湾領に属する島で、当時このあたりには、月港・浯嶼・南澳などの密貿易港が遍在していました。ちなみにアヘン戦争後の開港場として発展した廈門も、やはりこの時代に勃興した密貿易地の一つです。そういう海域にあるわけですから、この金門島も当時の密貿易の重要地点でした。

俞大猷が金門千戸所に着任した翌年の嘉靖一五年（一五三六）、金門島の北東角にある官澳という港が、省都福州の按察司僉事・陳逅の討伐を受けることとなります。官澳はこの時代の密貿易港の一つですが、金門千戸所はその目と鼻の先、普通に見張りを立てていれば密貿易船が出入りしているのが見えないはずはない地点に

あります。

この時、兪大猷は陳逅に反乱平定のための建言を行い、三つの選択肢を提示しています。一つには、ただちに兵船数十、兵士数百をかき集めて、水陸から官澳に総攻撃をかけるという提案です。ただ、十日のうちに盗賊は片付くけれども、無実の者に殺戮が及ぶことは避けられまいと附言して、下策であることを言外にほめかしています。第二案は、自身が精兵五〇と強兵二〇〇を率い、敵方から内応者を募って急襲すれば、一月で平定することができるというものです。これもあくまで一時的な示威に過ぎず、ひとたび力でねじ伏せても、盗賊は分散潜伏し、ひとたび警戒がゆるめば、また同じことになるだろうと懸念を示します。三つめの提案は、自分が妻子を連れて敵方の地に赴いた上で、保甲と郷約を通じて民衆との信頼関係を築き、彼らを再び良民として官府の統治に服するよう教化していく、というものでした。兪大猷は、これこそがこの地の民衆の幸福につながる最上の策だとしてこの上言を結んでいます。（『正氣堂集』巻一「畫處官澳三策」）

兪大猷自身は泉州衛の出身で、金門千戸所はその管下にありますから、このあたりの住民、船戸たちとは、気脈を通じた間柄であったはずで、そういった人々を、福州から派遣された追討軍によってむざむざ討伐させる殺戮するよりは、自分が間に立って説得することで、反乱を鎮静化させることを許してほしいという意図をもった提言でした。

兪大猷には、幕客の李杜の手になる伝記があり、そこには次のような記述が見えます。丙申の年（一五三六）、有司すなわち按察司が兵を発して官澳の盗賊を攻めたが、民衆に対して多大な騷擾をもたらした。この時、兪大猷が兵を発してこれを止めようとした。しかし、両軍は急に遭遇したことから武器をとって乱闘となった。そこで兪大猷はすぐさま自軍の兵士をその場にすわらせたところ、按察司の兵も警戒を解いたため、交戦は回避された。そこで、騷擾のもとになった兵長を罰したので、官澳の民が苦しむことはなくなった。（兪大猷『正氣堂集』巻末附録・李杜「功行記」）

按察司は、千戸である兪大猷にとって直接の統属関係はないながら上司というべき官職ですが、その命において発せられた兵を止めるために、兪大猷は自身の兵を動かしたことになります。下剋上の乱世にはしばしば起こりうるのですが、明王朝がまだまだ健在なこの時代にあってもこのようなことが起こるというのは、にわかには信じがたい話ではあります。ただ、李杜の記述は、前述の上言に接した按察僉事の陳逅は、一介の武人が何を小癩など、兪大猷を杖打してその職を解いたため、金門の人々は嘆き悲しみ、生祠を建ててこれを祀ったといえます。兪大猷はこの後、求職のために家財を売って一時北京に滞在していますので、職を奪われたのは事実と思われます。あるいは実際に按察司と金門千戸所との間で小さな衝突が起こって、兪大猷がその責任を取らされたということなのかもしれません。

金門志には、兪大猷が当地の民衆に敬愛されていたことを示す記事が少なからず

兪大猷の生涯（山崎）

見えます。（呂筆活「兪大猷任職金門期間的相關文獻研究」『閩台文化研究』二〇一七（〇三））同島の主産業は漁業や水運でしたが、同じく行われていたであろう密貿易、およびそれに派生するさまざまな生業を容認せずに、この地の民心を得ることはできなかったでしょう。そうすることで在地の船戸との親密な関係を築いていたことは、兪大猷がその後、漳州・泉州一帯の船戸たちに対して持った影響力を考えると、ほぼ疑いないと考えます。

嘉靖二三年（一五四四）、兪大猷は署指揮僉事に昇格して汀漳守備という役職に任じられ、福建漳州の沿海地域とその西北に連なる山地の警備を担当することになりました。この時、南贛巡撫として同地の行政の最高責任者であった朱統という人物は、皇帝への上奏文のなかで兪大猷の名を挙げて激賞しています。（『斃餘雜集』卷二「薦舉將材乞假事權以濟地方艱危事」）朱統は海禁の引き締め、密貿易の取締りで知られた人物ですが、その政策の根幹は、沿海の衛所官軍の再建にありました。当時、多くの官軍の将官が海上の風紀紊乱に対して為すすべをもたなかったことから、朱統の手厳しい弾劾を被っているのに対し、その要求に見合うはたらきをしえた兪大猷は有能な将官として評価されたわけです。

ただ、朱統と兪大猷が立場をまったく同じくしていたわけではありません。朱統は上奏文の中で、漳州泉州一帯の住民はほとんどすべてが海賊稼業に携わっており、彼らを野放しにしておいては、沿海地方の治安は保てないと言い切っているのですが、兪大猷自身はそういう見方はしていません。兪大猷は朱統への答弁の中で、この地域の実情を梅林という特定の地点の住民のしわざとし、それ以外の漳泉の民船を有効に活用して海軍の軍船に当てるべきことを訴えています。（『正氣堂集』卷二「條議汀漳山海事宜」）つまり、朱統にとっては、この地方一帯はひとしく「盜賊の淵藪」なのですが、兪大猷によれば、海賊は梅林一港に限られ、それ以外の諸港の船戸はむしろ兵士として使える人々だということになります。兪大猷と梅林の住民との間にどのような確執があったのかはわかりませんが、兪大猷は梅林一港をスケイプゴートとして取り締まりの対象と見なす一方、朱統が均しなみに敵視した他の諸港を救おうとしたのです。こうしたことは、漳州・泉州地方の船戸への庇護者としての兪大猷の立場を強め、その後の彼らの根強い支持につながったものと想像されます。

四

兪大猷は嘉靖三十一年（一五五二）に浙東參将として寧波・紹興に赴任しますが、このころこの地域では王直という海商が名を知られるようになっていました。王直は海商としてよりむしろ海賊として有名で、私も論文を書いたことがありますのでご参照いただければと思います。（『船主王直功罪考（上・下）』『東方学報』八〇・

八五、二〇一〇・二〇一五) この王直が嘉靖三〇年(一五五一)に、ライヴァルであった福建人の頭目・陳思盼を滅ぼして、浙江一帯の制海権、つまり海商組織のなわばりといったものですが、これを握るようになります。この王直という人物は、密貿易という違法な稼ぎに従いながらも、政治的な才覚をもった人物で、当時、浙江按察司と寧波府、つまり地方政府の官僚の招撫を受けて活動していました。

招撫とは、地方官が、王朝政府に反抗的な社会集団に投降を勧め、これに従えば従前の犯罪行為を赦免して正業に就くことを許すという措置です。投降後の待遇はケースバイケースで一定しないのですが、場合によってはその集団を維持したまま旧来のなわばりの治安を任せるようなこともあったようです。招撫について海賊たちは、官の指令に従う民兵のような役割を果たすことから、先ほど井内先生からお話のありましたような西洋の私掠船と非常によく似た存在だと私は考えています。

浙江における王直は、軍の重鎮であります都指揮使・盧鑑、同じく文官中の海防責任者の海道副使・丁湛、寧波近海諸衛をたばねる把総指揮・張四維などといった、ローカルなレベルでは非常に有力な人々の庇護を受けていました。それらの庇護者たちの公式見解では、王直は海賊ではなく、かたぎの海商として社会的に許容される存在だったこととなります。しかし、そこには当然ハテナ(?)がつくわけですね。王直やそれに連なる海商(?)たちには、海商(?)としての活動の一方で暴力に物を言わせて敵対者を屠ってきた後ろ暗い過去があります。しかし、今となっては地方当局の非公式の認可を受けて、いわゆる市井の一市民としての地位を得ているのは、指定外暴力団員が会社役員を自称するみたいなものを想像していただければと思います。ともかくそういった、白か黒かで言いますと、一般市民から見ればかなり黒に近いグレーな存在なのですが、嘉靖三〇年の時点では、海商として一応の市民権をお上から認められていたわけです。

ところが、ちょうどこのころから、いわゆる嘉靖の大倭寇と呼ばれる相当数の日本人を含む海賊の大蜂起が起こってきまして、王直にも制御不能になっていきます。海上における王直の影響力については、同時代の史料でも、日本全土を意のままに操っていたというような荒唐無稽な描き方をするものもありまして、実際の影響力がどれほどだったのかということは悩ましい問題ですが、その行跡をたどる限りでは、あくまでも船商たちの顔役といった程度のもので、個々の小集団の行動を統制できるような絶対権力者ではなかったと考えるべきでしょう。しかし、倭寇は日本と通じた王直が意図して招いたものだという説が広まることで、招撫政策への反対世論が高まり、関係諸官に対する反感も渦巻くようになります。

兪大猷は赴任当初から一貫して王直を敵視していきまして、言葉を尽くして王直招撫の非を上官の浙江巡撫・王忬に訴えています。この兪大猷の主張に押される形で、王忬は追討を許可し、兪大猷は王直が逗留する瀝港を包囲するのですが、火炮を備えた王直の船団を制止することができずに取り逃がしてしまいます。王直は日本に

亡命し、これ以後、倭寇の侵入はますます激化します。

その後、嘉靖三四年（一五五五）には胡宗憲という人物が、浙江直隸総督として倭寇対策の総責任者となりました。胡宗憲は日本に使者を遣わして王直の赦免を約束し、これを仲介に立てて日本の有力者と関係を築くことを企てます。兪大猷は王直の招撫に断乎反対し、いろいろと直言するのですが、それによってかなり煙たがられるのですね。軍人として有能な兪大猷は、胡宗憲にとっても手駒としてとっておきたい人材ではあったのですが、王直の招撫にあたっては小うるさい邪魔者です。王直の船団がいよいよ舟山島に停泊するようになると、胡宗憲の身边では兪大猷についての悪い噂がいろいろとささやかれるようになりました。兪大猷が諸官に文書を回して胡宗憲の招撫政策を批判しているといったことや、兪大猷が倭船を襲って得た財物で私腹を肥やしているといったようなことです。こうした噂に対して兪大猷は逐一弁明しています。たとえば、胡宗憲が王直を招撫するのはその逮捕のための策略であって、偉大な総督が王直のような大罪人を許しておくはずがない、総督の知謀には恐れ入ってございますというような、あえて釘を刺すようなことを上言しています。また、財物横領の件については、倭の連中は何も持っていないから物盗りにやってくるのであって、倭船にそんな財宝は積まれていないし、たとえあったとしても、兵の士気を上げるため賊船の積荷はことごとく兵士に与えています、と答えています。もし、将官が兵士と利を争うなら、その場では得をするかもしれないが、次の戦いで兵たちが戦ってくれない。そうなる困るから、自分は賊船に積まれた貨物は全て兵に与えることにしている、と。（『正氣堂集』巻九「自明」）つまりこれは、賊船に対しては海賊と同様の略奪行為を事実上公認しているということですね。

兪大猷は王直の招撫には反対していますが、自分の任地においてはしばしば招撫を行い、放っておいたら倭寇の軍勢に加わってしまうような人たちを、官軍の側に引きつけて取り込んでいました。兪大猷が駆使していた漳州・泉州の船兵は、いわば海賊を獲物にする海賊でした。彼らが単なる海賊と異なるのは、兪大猷をはじめ軍官の公認を受けていたことだけで、まさに西洋の私掠船と同様の存在です。王直はその後、廷論の帰趨をさとした胡宗憲によって逮捕・処刑されるわけですが、これ以降、王直を首領として当時密貿易で大きな勢力を誇っていた徽州商人は、海外貿易から撤退し、それまでその風下に立たされていた福建の船戸が続々と中国沿海部における活動範囲を広げていきます。これ以降も兪大猷は福建船戸を兵士、とくに船兵として登用する施策をあちこちで実施していますので、福建船の売り込みが意図的に行われたのは明らかといえます。兪大猷が王直の弾圧を強硬に主張したことは、おそらくこれと無関係のことではないでしょう。明代中期以降における福建人の中国各地の海域への進出について、兪大猷の果たした役割は注目されてよいと思います。

五

時間も押してしまっておりますので、これ以上詳しくお話しすることはできませんが、俞大猷の活躍は、王直の討伐をもって終わってしまうわけではありません。『正気堂集』はかなり大部の文集ですが、その後俞大猷が関与した広東・広西、海南島、それに安南すなわち莫朝大越などにおける招撫政策、招撫を通じた民兵の調用、そしてそれに起因する政治的逆境、自身に向けられた糾弾に対する弁明などなど、その間のさまざまな事情を記した文書が収められています。

それらの史料からは、この時代の中国南方の地域社会において、在地の武装勢力の動向が現地の治安を大きく左右したことが見てとれます。また、明朝統治下の領域にも事実上の自立割拠を続ける盗賊集団が遍在したこと、地方の軍隊の一端が懐柔された盗賊によって編成されていたこと、招撫の成否が官僚の政治的命運に直結していたことなど、中国社会の複雑多様な実態を解明する豊富な手がかりを提供しています。

俞大猷は招撫の達人とも言うべき人物でした。そして、その成功による昇進と、その失敗による降格とといいますか、弾劾を受けての失脚などを繰り返しながら、最終的に右都督という武官の最高位にまで上り詰めていきます。俞大猷が最終的に勝ち得た名声は、その出身地である福建の在地勢力、特に漳州・泉州一帯の船戸、そしてその任地における在地勢力、武力をもった存在をたくみに引きつけ、官府・官軍の力として再編成する能力、まさに「賊を以て賊を制する」わざによるところが大きいと私は考えています。

招撫という措置は、これを制度と呼ぶべきか慣習と呼ぶべきかは悩ましいところですが、武力を用いず反乱を鎮める政策として古来行われ、歴史上、枚挙にいとまないほどの事例が見られます。招撫された盗賊は、しばしば民兵などと史料上も表記を改められてしまいます。つまり、「法治」に属さない化外の民を、「法治」の枠の中に取り込むための「法外の法」というべきものです。そして、そうした複雑多様な存在を画一的な国家の枠にはめこむことは、逆に国家の権能の中に融通無碍な社会の論理が浸潤することを容認するものでもあります。

これは単に地域社会の権力関係に影響するのみならず、それによって官僚同士の利害関係に摩擦が生じ、結果として中央の高官が失脚したりすることがあります。地方末端の盗賊は、地方官の招撫を通じて、その地方官を庇護する中央の高官とも人脈上の関係を持つことになります。実際、胡宗憲の失脚というのは王直の招撫によって起こったことですし、嚴嵩や嚴世蕃など、当時最高位の人々の末路もこれと連動するものでした。つまり、盗賊の治乱興亡と官僚の成敗得失とは、招撫政策を媒介として、禍福をあぎなえる縄のごとくに連なっていたことになります。

華南地域の盗賊研究などといえば、中国史の中でも重箱の隅をつつく些末なテーマ

と思われるかもしれませんが、こういったことを考えますと、実は、中国の国家と社会を根本的なところから理解する上で、大きな意味を持つのではないかと考えます。また、こうした盗賊たちが、官界ともある種のつながりをもちながら海上に出ていていることを考えますと、中国の国内政治史とアジア海域史も、また浅からぬ関わりを持っていることになります。さらに、福建・広東の沿海のみならず、中国各地の盗賊・塩徒、および通番勢力の類いが、多かれ少なかれそういった形での官界とのつながりを持っていたとしますと、東洋史上における「招撫」なるものの意義は、これまで認められていたよりも、はるかに大きなものがあるのではないのでしょうか。

中国は、傍から見ますと、「専制権力」が定めた法に基づく固い制度があって、すべてが為政者の意志に発するトップダウンで動いていくというように、一般には捉えられがちなのではないかと思えます。しかし、ひとり私のみならず少なからぬ中国史家がこだわってきたのは、表面上の国家権力を裏側から動かしている社会の圧力です。「専制国家」の一見不条理な体制は、決して為政者の「恣意」、あるいはその自由意志のみに発するものではなく、むしろ複雑多様な民間社会の混沌から生じてきたさまざま問題群が、為政者を否応なくその対処に駆り立てた結果といえます。逆説的な物言いになりますが、中国における専制権力とは極度に「自由」な社会の裏返しであり、そうした基層の「自由」を自己保存するための必然的な帰結なのではないかとも考えられるわけです。

こういった基層社会に発する歴史のダイナミズム、ボトムアップの歴史観というもの、西洋史や日本史ではおそらく成功しているといえますが、むしろ伝統的に基層社会の分析こそが研究の主流なのでしょうけれども、中国史は、とくに古い時代になればなるほど、史料の残りやすい国家の論理、トップダウンの「専制的」な歴史像にのまれてしまいがちです。しかし、各地の基層社会の動向を国家レベルの現象の真の動因としてとらえるボトムアップの中国史像を描くことは、おそらく地方の史料あるいは地方の文集などを根気よく丁寧に読み込んでいくことで、それなりに可能なのではないかと私は考えております。

兪大猷という人物を題材に、海賊の招撫、基層社会から見た中国史像と、最後は少し大風呂敷を広げてしまいました。発表時間をだいぶ超過してしまって申し訳ありません。私の報告は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

附記：本稿は、二〇二一年一〇月三〇日に開催された広島史学会シンポジウムにおける口頭発表を文字に起こし、当日の質疑等をふまえて若干の補正を加えたものである。本来は論文という形式で掲載することになっていたところを、このような形で発表することを許可してくださった広島史学会の関係各位には、心より感謝を申し上げます。